

平成29年度の年金改定について お知らせします!

平成29年1月27日、総務省から「平成28年平均の全国消費者物価指数」が公表され、対前年比0.1%の下落となりました。

これを踏まえ、平成29年度の年金額は、法律の規定により、物価変動率によって改定され、0.1%の引き下げとなります。

なお、改定時期は4月分が支払われる6月支給期からとなります。

また、再就職等における在職高齢年金の算定基礎となる支給停止調整額については、47万円から46万円に引き下げられました。

詳細は、以下のとおりです。

1 年金額の改定について

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。

この年金額の改定ルールは法律により規定され、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率^{*1}によって改定し、既裁定年金は購買力を維持する観点から物価変動率により改定することとされています。

なお、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、新規裁定年金、既裁定年金ともに、物価変動率によって改定される旨が法律に規定されております。

これにより、平成29年度の年金額は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が物価変動率(▲0.1%)を下回るため、物価変動率によって改定されます。

また、平成29年度の年金額改定においては、賃金や物価の変動率がマイナスであるため、マクロ経済スライド^{*2}による調整は行われません。

◆ 平成29年度の参考指標

- (1) 物価変動率……………▲0.1%
- (2) 名目手取り賃金変動率……………▲1.1%
- (3) マクロ経済スライドによるスライド調整率…▲0.5%

※1 名目手取り賃金変動率 前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均における実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの

※2 マクロ経済スライド 現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金や物価の変動がプラスとなる場合、改定率から控除するもの

2 在職老齢年金について

平成29年度の在職老齢年金については、60歳台前半(60歳～64歳)の支給停止調整変更額と60歳台後半(65歳～69歳)、70歳以降の支給停止調整額は、法律に基づき、下表のとおり46万円に改定されます。
なお、60歳台前半(60歳～64歳)の支給停止調整開始額については、昨年度同様、変更ありません。

区 分	平成28年度	平成29年度
60歳台前半(60歳～64歳)の 支給停止調整開始額	280,000円	280,000円
60歳台前半(60歳～64歳)の 支給停止調整変更額	470,000円	460,000円
60歳台後半(65歳～69歳)と70歳以降の 支給停止調整開始額	470,000円	460,000円

● 現行の仕組み

60歳台前半の在職老齢年金(低在老)は、賃金(賞与含む。)と年金の合計額が、28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金が1支給停止いたします。

なお、賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合は、増加分だけ年金が支給停止いたします。

また、60歳台後半と70歳以降の在職老齢年金(高在老)については、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額(47万円)を上回る場合、賃金の増加2に対し、年金が1支給停止いたします。

一方、支給停止調整開始額(28万円)は、新規裁定者の年金額改定に応じ、支給停止調整(変更)額については、名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律により規定されております。